

令和3年5月17日

保護者様

真庭市教育委員会
真庭市立勝山中学校
校長 近藤 美沙子

緊急事態宣言発令に伴う真庭市立勝山中学校の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の学校教育に対してご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

岡山県への緊急事態宣言発令を受け、**5月16日(日)から5月31日(月)までの学校の対応**を次のとおりとします。ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今後の状況によって対応を変更する可能性があることを申し添えます。

記

- 1 基本的な感染症対策（3密《密閉・密集・密接》の重なりを回避、手洗い、マスクの着用等）についての指導を一層徹底しつつ、通常の教育活動を行います。
- 2 給食は通常通り提供します。
- 3 外部が参加する学校行事等については、開催方法について十分に検討し、感染防止対策を徹底した上で実施します。
- 4 不特定多数と接触する校外行事については、延期または中止します。
- 5 部活動については、練習試合・合同練習会等はいりません。
- 6 発熱がなくても風邪の症状が見られる教職員は出勤を控えます。

※ ご家庭へのお願い

学校では、上記に加えて、感染症についての正しい理解、プライバシーの保護や人権への配慮について、引き続き学習を行います。各家庭におかれましても、以下の点につきましてあらためてご確認いただきますようお願いいたします。

- ① 引き続き手洗いの励行、マスクの着用にご協力ください。また、家庭での児童生徒の健康観察と毎朝の検温（結果はシートに記入）をお願いいたします。
- ② 発熱がなくても風邪の症状が見られるときには、自宅で休養してください（欠席扱いにはなりません）。体調に不安がある場合は、かかりつけ医に相談し、結果を学校まで報告してください。

※ 緊急事態宣言発令中に限り、同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合は登校を控えるようご協力ください（欠席扱いにはなりません）。

- ③ 感染した人が悪いわけではありません。個人を特定することや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。SNS等による根拠が不明な情報に基づく行動はとらないでください。またそのような情報を拡散しないでください。